

小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金

知的財産の活用を推進し、企業価値及び資質の向上を図るため、国内及び海外における知的財産権の取得をしようとする事業者に対し、その経費の一部を補助します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 中小企業者である方(ただし、みなし大企業は除く)
- ・ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に規定する他風俗営業その他の業種及びこれに相当すると市長が認めた業種又はギャンブルに係る業種を営む者でない方

2 補助対象事業

- ・ 国内及び海外における特許の出願及び出願審査請求又は国内実用新案登録の出願に係る事業とします。

3 補助対象経費

- (1) 特許の出願及び出願審査請求又は国内実用新案登録の出願に係る手数料
- (2) 弁理士に支払った特許の出願及び出願審査請求又は国内実用新案登録の出願に係る手数料相当額並びに弁理士への報酬(成功報酬を除く。)及び経費
- (3) 国が定める中小企業等海外展開支援事業費補助金実施要領第4条第1項の規定により公益財団法人あいち産業振興機構が助成対象経費として認めた経費

※ 消費税は除く

4 補助金額

補助対象経費×1/2

※ 限度額は、1つの知的財産権につき 15 万円。

※ 1 事業者あたり1年度につき 50 万円を限度とします。(国内知的財産権及び海外知的財産権をあわせた額とします。)

※ 100円未満の端数が生じた時には、その端数を切り捨てた額とします。



申請から交付の流れ

① 交付申請書の提出

特許若しくは実用新案の出願日又は出願審査請求の前までに、小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金交付申請書(様式第1)に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

<添付書類>

- ・補助対象経費の内訳を証する書類(見積書等の写し)
- ・登記事項証明書の写し(個人の場合は、確定申告書の写し)
- ・申請日以前1年間に於いて納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は納税状況調査承諾書
- ・個人事業者にあつては事業者本人、法人にあつては代表者又は担当者の本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのもの)の写し

② 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金交付決定通知書を送付します。

※ 決定通知書後に計画に変更や中止等が生じた場合には、変更の実施前に、変更手続きが必要です。

③ 実績報告書の提出 小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金実績報告書(様式第5)に添付書類を添え、下記の期限までに市役所商工振興課へ提出して下さい。

期限

国内知的財産権	海外知的財産権
<u>国内の特許若しくは、国内実用新案の出願又は出願審査請求日から起算して30日以内又はその年度の3月31日までのいずれか早い日まで</u>	<u>あいち産業振興機構から通知される中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)補助金確定通知書を受け取った日から起算して30日以内又はその年度の3月31日までのいずれか早い日まで</u>

<添付書類>

- ・補助対象経費の内訳を証する書類(明細書、領収書等の写し)
- ・出願番号の分かる受領書の写し
- ・発明・考案の概要が分かる書類の写し
- ・補助対象経費の支払を証する写し
- ・中小企業等海外展開支援事業費補助金確定通知書の写し(海外知的財産権のみ)
- ・小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金交付請求書(様式第7)

※審査前のため請求日は空欄

④ 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業知的財産権取得事業費補助金確定通知書を送付します。

⑤ 補助金交付

<問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係
〒485-8650
小牧市堀の内三丁目1番地
電話:0568(76)1112